

韓国大手ECプラットフォームの 没落と資金決済法上の課題

高 逸 薫

一、はじめに

去る七月二二日、韓国の手E CプラットフォームフォームグループであるQoo10⁽¹⁾の系列会社、ティケットモンスター（以下、ティモン）が、自社が運営するE Cモールにおけるセラーへの売上代金精算を無期限で遅延する旨の公表を行った。この公表を受け、セラーたちは売上代金が精算されないことを懸念し、当該E Cモールを通じて販売された未発送商品を一括で販売キャンセルし、決済

代行会社も顧客への返金をしばらく停止することになり、一般消費者への被害が広範囲に拡大している。

このような問題が発生した主な原因として、ティモンの親会社であるQoo10グループの子会社、Qooエキスプレスのナスダック上場を目指した無理な拡張が指摘される。QooエキスプレスはQoo10グループの物流を統括する流通企業であり、同社の業績を伸ばしてナスダックに上場させるために、Qoo10グループはティモン、ウィーメークプライス（以下、ウィメプ）、インター

パークコマース、Wishなど複数のECモールを
買収してきた。しかし、これらのECモールは完
全に債務超過の状態であったため、Googleの
キヤッシュフローと資金繰りに大きな悪影響を与
えたと指摘されている。さらに、二〇二四年二月

一三日にはWishを一億七、三〇〇万ドル（二三
〇億円）で現金購入しており、その際にウイメプ
やテイモンのセラー売上代金を流用していたこと
が明らかになっている。この一連の事象により、
大手ECプラットフォームの決済システムにおけ
る韓国の資金決済法である電子金融取引法の欠陥
が次々と露呈している。

一方、以上の事例と同様に、日本のECプラッ
トフォームも実質的に資金決済法の規制の対象と
なっていない収納代行スキームを利用しており、
実際には売上代金を一定期間ECプラットフォーム
ムが販売者への支払いを留保した上で精算する構

造になっている点を踏まえると、日本でも類似の
問題が発生する可能性があると考えられる。以下
では、ECプラットフォームの決済方式の構造を
具体的に確認し、資金決済法上の取り扱いと課題
について簡単に検討する。

二、ECプラットフォームの

資金決済仕組み

ECプラットフォームの資金決済構造を理解す
る前に、まずECプラットフォームの種類につい
て確認しておく必要がある。ECプラットフォーム、
ECサイト、ECモール、Eコマース事業な
ど、さまざまな用語が混在しており、ECプラッ
トフォームを分類する方法にも違いが存在する
が、運営方式に関しては大きく三つの種類に分類
することができる。

まず、ECモール型がある。ECモール型は、ECプラットフォームが小規模な事業者にインターネット上の販売場所を貸し出したり、特定の物品やブランドを販売できる仮想空間を提供する形態を指す。例えば、楽天市場では、小規模な事業者が楽天市場側に一定の手数料を支払い、出店して色々な商品を販売することができる。アマゾンとは特定の事業者自体が出店するというより、事業者が特定の商品やブランドごとに分類して販売できるようにしているが、消費者の立場から見ると、商品ごとに検索することが多いため、両者の違いはそれほど大きくないと言える。

次に、自社型ECサイトがある。自社型は、ECサイト運営者が直接販売者である場合を指す。代表的な例として、ユニクロのようなアパレルブランドが直接インターネット上で自社の商品を販売するサイトを運営する場合がある。

最後に、仲介型ECサイトがある。このような仲介型ECサイトは、個人販売者と個人購入者をつなぐ役割を果たす。たとえば、メルカリやYahoo!オークションなどが有名である。ECモール型と異なり、販売者が法人や事業者ではなく個人であることが多い点の特徴である。しかし、ECモール型と同様に、販売者と購入者の間で発生する代金決済や物品配送の問題を仲介する役割を果たす点では共通している。

この中で今回問題となったのは、ECモール型である。他方、ECモール型のプラットフォームの場合、中間のECプラットフォームが販売者と購入者の間で返品および返金に関する業務を担当するが、これを円滑に行うために、購入者から代金を受け取ると、将来の返品や返金を考慮して売上代金を一定期間ECプラットフォームが留保し、その後、販売者に売上代金を精算する仕組み

となっている場合が多い。

例えば、韓国の最大ECプラットフォームであり、ソフトバンク・ビジョン・ファンド（二三・九％）が主要株主であるクーパンの精算方式は、週精算と月精算に分かれる。週精算は月曜日から日曜日までの売上を基準に、一五営業日後に七〇％を精算し、二ヶ月後に残りの三〇％を支払う。精算完了までに四〇〜五〇日かかることになる。月精算は、商品が販売された月の最終日を基準に、一五営業日後に売上代金の一〇〇％を精算する。精算完了までに約六〇日かかる。クーパンは精算サイクルが長いという指摘を受け、昨年、迅速精算サービスを導入した。購入確定日を基準に翌日の午前一〇時に売上代金の九〇％を精算するサービスである。ティモンは取引が発生した月の最終日を基準に四〇日後に取引代金の一〇〇％を支払う。ウイメプは取引発生日が属する月の最

終日を基準に二ヶ月後の七日に取引代金の一〇〇％を精算する。ティモンとウイメプの両方も、売上発生後、精算までに約七〇日かかる。

一方、日本の場合、精算までの期間は比較的短い。日本の楽天市場は比較的短く、前月二六日から当月一〇日分は当月末に売上代金が支払われ、一日から二五日分は翌月一五日に支払われるシステムで、最短で二〇日から最長で三五日かかる。メルカリの場合、月末締め、翌月一〇日支払いであり、精算までに一〇日から四〇日かかる。

三、資金決済法上の問題

今回問題となった根本的な原因は、このように留保されていた売上代金を他の用途に使用したところにある。それでは、このような売上代金をECプラットフォームが自由に使用して問題はないの

か。そして、精算期間が長引けば長引くほど、プラットフォーム会社はこのような金額を流用する機会が増える可能性があるが、その期間に関して何らかの規制は設けられていないのか。ECプラットフォームがこのような売上代金をどのように管理すべきかについては、ECプラットフォームが資金決済法上どのような地位にあるかによって異なる。

ECプラットフォームは、金銭支払義務を負う債務者（購入者）が遠隔地にいる債権者（販売者）に代金を支払う際に、債権者の依頼を受けて自ら、または第三者の機関を通じて決済を代行するサービス、いわゆる収納代行サービスを提供している。このような行為は、遠隔地にいる債権者と債務者間の決済手段として利用されるサービスであるため、これまで銀行や資金移動業者のみが行うことができた「為替取引」（銀行法第二条第

二項第二号、資金決済法第二条第二項）に該当するかが問題となる。為替取引に関する法律上の定義は存在しないが、為替取引の意味を示した最古裁判所の判例によれば、①遠隔地者間の資金移動を行うこと、②直接現金を輸送せずに資金を移動させる仕組みを利用すること、③上記(1)および(2)を内容とする依頼を引き受けること、または引き受けて遂行すること、という三つの要件を満たす場合、為替取引に該当するとされている（最高裁判平成一三年三月一二日第三小法廷決定）。そして、このような為替取引を行う銀行以外の事業者は、資金決済法上の資金移動業者として規制の対象となる。資金移動業とは、銀行以外の事業者が為替取引を業として行うことを指し、為替取引を行うには金融庁への登録が必要である。資金移動業には、送金額の上限が異なる三つの種類があり、それぞれ第一種、第二種、第三種と分類され

図表1 資金決済法における資金移動業者の規制

規制の重さ	送金額		
	第三種資金移動業者 (少額類型) [登録制]	第二種資金移動業者 (従来類型) [登録制]	第一種資金移動業者 (高額類型) [認可制]
送金上限額	5万円以下/件	100万円以下/件	上限なし
利用者資金の滞留	滞留可 ただし、受入上限額5万円以下	滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、 送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	原則滞留不可 送金額・送金日・送金先が明確な場合のみ 資金を受け入れ、ただちに送金
利用者資金の保全方法	右記に代えて預金管理も可	供託/保証/信託で全額保全	
	週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全		営業日ごとに必要額を算定し、 2営業日以内に保全
その他	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供		

※資金移動業者が受け入れる利用者資金は、送金に用いられるものであることが必要。

〔出所〕 金融庁、「金融庁説明資料（近年の資金決済制度の動きについて）」（2023）、7頁。

ている。

一方、収納代行サービスはその利便性から広く一般生活に浸透し、銀行や資金移動業者以外にも多数の事業者がこのサービスを提供するようになった。これに使用された法的手段として、債務者と債権者の間に位置する事業者に対し、債権者が「代理受領権限」を付与する方法が採用されている。具体的には、債権者と収納代行サービスを提供する事業者（以下「収納代行サービス事業者」）の間で締結された契約により、債権者は債務者からの金銭受領権を収納代行サービス業者に委託する形になる。これにより、収納代行サービス事業者は債権者を代理して債務者から金銭を受け取ることをサービスの中心とし、資金の移動を目的としないため、為替取引には該当しないと解釈されている。

このような方法には、債務者が二重払いのリス

クを負わないというメリットがある。すなわち、収納代行サービス事業者に代理受領権限が付与されているため、債務者がその事業者に支払いを行えば、その時点で債務者の債務は弁済により消滅する。仮に収納代行サービス事業者がその金銭を持ち逃げしたり、債権者に対して受領した金銭を支払わなかったり、倒産した場合でも、債務者は再度支払いを行う必要がない。一般的に、債務者は消費者であり、債権者は事業者であるケースが多く、消費者の利益が保護される一方で、信用リスクを負うのは事業者であるため、この方法は広く受け入れられている。このような背景を踏まえ、二〇二〇年の資金決済法改正において、一部の収納代行サービスが為替取引に該当するものとして改正されたが、ECプラットフォーム事業者が提供する収納代行サービスに関しては、同法の規制対象から除外されており、特に規制が設けら

れていない（資金決済法第二条の二、資金移動府令第一条の二(ウ)ii参照）²⁾。

確かに、上述のような状況では、収納代行サービス事業者がその金銭を持ち逃げしたり、債権者に対して受領した金銭を支払わなかったり、倒産した場合でも、債務者が再度支払いを行う必要がないという点で、利用者保護の観点から大きな問題はなかもしれない。しかし、韓国でのO2O販売代金遅延のケースのように、販売者に代金が支払われない場合、販売者が配送をキャンセルしたり、購入者が返金や返品を求める際にそれを拒否する可能性が高まり、その結果、一般消費者が事実上の被害を被る可能性が高い。購入者はセラーに対して商品の引渡請求権を有しているものの、この請求権を行使するために法的紛争まで起こすことは、費用対効果が合わないからである。また、ECプラットフォームに出店しているセ

ラーは事業者であるとはいえ、その多くは小規模な事業者に過ぎない。大手プラットフォーム運営会社とセラーを単に事業者同士の紛争として同一視することは、不公平な結果を招く可能性があると考えられる。したがって、セラーや利用者を保護するためには、少なくとも第三種資金移動業者に求められる預貯金による売上代金の分別管理義務をECプラットフォームにも適用すべきだと考へる。

韓国においても、従来から韓国の資金決済法である電子金融取引法に基づき、ECプラットフォーム事業者が第二次電子決済代行会社として分類されている。消費者が商品を決済すると、電子決済代行業者（KGINISなど）を経由して第二次電子決済代行会社（ECプラットフォーム会社）に代金が渡り、最終的に販売者に資金が支払われる構造である。しかし、このような分類シ

ステムはあるものの、第二次電子決済代行業者に対する具体的な法的規制は存在していなかった。

ティモンやウイメプのような第二次電子決済代行会社は、許・認可の審査手続きがなく、単純な登録だけで営業が可能であり、法的な規制は存在せず、行政指導に従ってその都度規制が行われていた。そのため、今回の事件を契機に、韓国ではECプラットフォーム会社にも資金の分別管理義務など、一定の規制立法を導入することが議論されている。

四、おわりに

資金決済法の規制を無理にECプラットフォーム企業に適用すると、収納代行サービスの機能が弱まる可能性があることは確かである。しかし、実際には、ECプラットフォームが為替取引と類

似の役割を果たしていることを考慮すると、現行の業者規制を厳格に適用することは難しいにしても、売上代金の精算基準を設ける、またはその代金を分別管理させる義務を課すといった対策が必要ではないだろうか。さらに、現状では分別管理義務などの規制がないため、このような売上代金の規模が大きい場合にもかかわらず、プラットフォーム企業がこれを自由に使用できる状態にしておく、予期しない色々な弊害が発生する恐れがあると考えられる。

また、日本では、この問題をセラーとプラットフォーム間課題として捉えているように見受けられるが、販売者は小規模事業者だけでなく、販売者に代金が支払われないことで生じる被害は、最終的には購入者である一般利用者にも転嫁され、被害が拡大する可能性があることにも留意すべきである。今後、このような問題についてより

具体的な議論が深まることを望みたい。

(注)

- (1) Goo10はECモールを運営する企業であり、シンガポールに設立された韓国系のEC企業である。二〇一〇年に韓国の大手EC企業であるGマーケットの創業者、ク・ヨンベとeBayが共同ベンチャー形式で立ち上げた。現在、シンガポール、インドネシア、マレーシア、中国、香港の五つの地域でECモールを運営している。一方、日本でもGoo10 Japanという名称で営業していたが、二〇一八年三月初頭にGoo10 JapanはeBayに買収された。Goo10 JapanはGoo10という名称を引き続き使用しているが、資本関係が全くない別個の会社である。Goo10 Japanは、韓国の化粧品や衣料品の購入先としてZ世代の間で人気を集めており、会員数は約二、三〇〇万人で、そのうち一〇代から三〇代の女性会員が全体の七六%を占めていることが特徴である。

- (2) 「契約の成立に不可欠な関与」(資金移動業府令一条の二第三号ロ)を行ったと判断されるかどうかは、個別の事例ごとに実質的に判断されるべきであるとされている。例えば、多くの者が参加して取引を行うことが可能なプラットフォームを提供する事業者が、利用規約でそのプラット

フォームの利用条件や取引成立条件を定めている場合、それが「契約の締結の方法に関する定め」に該当し、「契約の成立に不可欠な関与」を行っていると見なされるとされている。金融庁「令和二年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」(二〇二二年三月一九日)のコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方№六七～七二。

(コウ イルフィン・当研究所研究員)